

「工場立地法」に関する各種手続きについて

●工場立地法の概要

概 要	工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設それぞれの敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場を新・増設等をする際に事前の届出を義務付けています。準則不適合等の場合は勧告が、勧告に従わない場合は変更命令が、命令に違反した場合は罰則が適用されますので、注意してください。
根拠法令・例規	工場立地法
対 象 業 種	製造業、電気・ガス・熱供給業
工 場 の 規 模	次の(1)(2)のいずれかを満たす場合 (1)敷地面積 9,000 平方メートル以上 ※所有地や借地に関わらず、工場用地の全面積が対象 (2)建築面積の合計 3,000 平方メートル 以上 ※水平投影面積による測定 ※生産施設以外の施設（事務所、研究所、倉庫等）を含む
届 出 期 限	原則として 工事着手の 90 日前まで ※ただし、事業者が実施制限期間の短縮申請を行った場合は、 最大 30 日間まで、期間を短縮できます。（実施の制限期間の短縮）
届出不要な場合	1 生産施設以外の施設（事務所、研究所、倉庫等）のみを新增設する場合 2 生産施設の撤去のみを行う場合 3 修繕に伴って増加する生産施設面積の合計が30平方メートル未満の場合 4 緑地、環境施設面積が増加する場合 （緑地、環境施設面積の減少を伴う場合は届出が必要） 5 緑地、環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの 6 10平方メートル以下の緑地を削減する場合 （保安上等の理由により緊急に行う必要がある場合に限る）
備 考	※増設などによって上記の基準を上回ることになった場合も届出が必要です。 ※工場立地法施行以前（昭和49年6月28日以前）に設置された工場は、法制定以降、最初に届出が必要な行為（変更等）を行うまで届出の必要はありません。

＜流れ＞	＜手続き・提出書類＞
新 設 届 出 （法第6条1項、 附則第3条1項）	以下の要件を満たす場合は、新設届出が必要です。 ○特定工場を新設する場合 ○増築や敷地の増加により特定工場の要件を満たすこととなる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の用途変更により特定工場となる場合 ・ 既存工場が初めて届出をする場合

	<p style="text-align: center;">(提出書類)</p> <p>①特定工場新設(変更)届出書(様式第1)</p> <p>②特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(様式B)</p> <p>③特定工場における生産施設の面積(別紙1)</p> <p>④面積求積図(別紙1-2)</p> <p>⑤特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置(別紙2)</p> <p>⑥緑地・環境施設面積求積図(別紙2-2)</p> <p>⑦工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置(別紙3)</p> <p>⑧隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用(別紙4)</p> <p>⑨事業概要説明書(様式例第1)</p> <p>⑩生産施設, 緑地, 緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図(様式例第2)</p> <p>⑪特定工場用地利用状況説明書(様式例第3)</p> <p>⑫特定工場の新設等のための工事の日程(様式例第4)</p> <p>⑬生産工程図(様式例第6)</p> <p>⑭当該特定工場の位置を示す図面(様式例第7)</p>
<p>変更届出 (法第8条1項)</p>	<p>新設の届出をした工場が、次のいずれかの事項を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地面積の変更 ○ 生産施設面積の変更(減少のみの場合は届出不要) ○ 緑地、環境施設面積の変更 ○ 緑地、環境施設の配置の変更 ○ 製品の変更 <p style="text-align: center;">(提出書類)</p> <p>①特定工場新設(変更)届出書(様式第1)</p> <p>②特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(様式B)</p> <p>③特定工場における生産施設の面積(別紙1)</p> <p>④面積求積図(別紙1-2)</p> <p>⑤特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置(別紙2)</p> <p>⑥緑地・環境施設面積求積図(別紙2-2)</p> <p>⑦工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置(別紙3)</p> <p>⑧隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用(別紙4)</p> <p>⑨事業概要説明書(様式例第1)</p> <p>⑩生産施設, 緑地, 緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図(様式例第2)</p> <p>⑪特定工場用地利用状況説明書(様式例第3)</p> <p>⑫特定工場の新設等のための工事の日程(様式例第4)</p> <p>⑬生産工程図(様式例第6)</p> <p>⑭当該特定工場の位置を示す図面(様式例第7)</p>

<p>その他の届出</p>	<p>○ 社名、所在地の変更（法第 12 条 1 項）</p> <p>（提出書類）</p> <p>①氏名（名称、住所）変更届出書（様式第 3）</p> <p>○ 承継（届出をした特定工場を別法人が引き継ぐ場合）（法第 13 条 3 項）</p> <p>（提出書類）</p> <p>①特定工場承継届出書（様式第 4）</p> <p>○ 廃止（届出をした特定工場を廃止する場合）</p> <p>（提出書類）</p> <p>①（様式第 4）</p> <p>※これらの届出は、変更や承継があった後速やかに届け出る必要があります。</p>
---------------	--

<p>緑地 （施行規則第 3 条）</p>	<p>1. 樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの</p> <p>2. 低木または芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地または建築物屋上等緑化施設</p> <p>※緑化工事は原則として生産施設の運転開始までに終了する必要があります。</p>
<p>緑地面積率</p>	<p>○屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等について</p> <p>建築物屋上等緑化施設（屋上緑化、壁面緑化）及び重複緑地（駐車場緑化、藤棚の下の駐車場・広場、配管下の芝生）は、合計で緑地面積率の 25%以内（敷地面積の 5%以内）で緑地として算入可能です。</p> <p>壁面緑化については、水平延長に 1m を乗じた面積を算入します。</p> <p>なお、重複が認められるのは緑地のみで、環境施設は他の施設と重複しても算入されません。（例：倉庫屋上の広場等）</p> <p>○緑地として認められるもの</p> <p>苗木床、花壇、雑草地であっても植生や美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの。</p> <p>ただし、苗木床、花壇は地面や壁面に固定されており、容易に移設できないものに限る。</p> <p>○緑地として認められないもの</p> <p>野菜畑、温室、ビニールハウス</p>
<p>環境施設 （施行規則第 4 条）</p>	<p>施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）で工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの。</p> <p>1. 次に掲げる施設の用に供する区画された土地 （緑地と重複する部分を除く。）</p> <p>イ 噴水、水流、池その他の修景施設</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">ロ 屋外運動場ハ 広場ニ 屋内運動施設ホ 教養文化施設ヘ 雨水浸透施設ト 太陽光発電施設チ 上記のほか、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの <p>2. 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの
(緑地または前号に規定する土地と重複するものを除く。)</p> <p>※駐車場は環境施設としません。</p> |
|--|--|